

「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」改正について寄せられた質問への回答

1. 全般的な質問について

質問	回答
<p>①酒類に係る輸出証明書 ②自由販売証明書 ③都道府県が発行する産地証明書・放射性物質検査証明書 についても、今回の変更の対象ですか。</p>	<p>①～③については今回の変更の対象外です。「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」に基づき地方農政局等が発行する証明書が今回の変更の対象です。 また、対象の証明書のうち、製造者が行う申請や、「加工された食品等」以外の未加工品に係る申請については、提出書類の追加等の変更対象ではありませんが、出港後の申請受付及び発行は行いません。</p>
<p>申請書類の記載内容に虚偽が判明した場合、どのような処罰がありますか。</p>	<p>申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合、地方農政局長等は当該申請を行った者に対し、証明書の発行を停止し又は取り消すことができます。 この他、処罰ではありませんが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第53条に基づく報告徴収等を行うことがあります。</p>

2. 申請に係る日付について

質問	回答
今回の変更により、発行までの期日が長くなるのですか。	従来通り、修正等が無ければ、申請から5営業日以内の発行を目途としています。ただし、現地確認が必要となる場合等は、この限りではありません。
製造者が申請する場合も、出港5営業日前に発行申請が必要ですか。	製造者が申請する場合も、申請から5営業日以内の発行を目途としています。なお、出港後の発行は行いませんので、遅くとも出港5営業日前に申請してください。
出港5営業日までの申請は、審査時間が長く、冷蔵ものは賞味期限が極端に短くなってしまふ懸念があります。	<p>証明書発行のために農政局での審査が必要です。必要に応じて修正を求めることがあるため、事前相談のない申請当日の即日発行はできません。</p> <p>生鮮の水産物などで即日発行が必要な場合、出港5営業日前に申請情報及び資料が全て判明していなくとも、判明する情報及び資料にて申請し、残りの情報及び資料は出港前に判明次第追加する等による手続が考えられますので、申請方法については必ず事前に申請先の農政局にご相談の上、発行申請を行ってください。</p>
今までは出港予定日は入力せず申請し、B/L発行後に運送情報を入力して申請していました。今後も同じ申請でいいですか。	11月1日以降は、申請時点での出港日を入力してください。
出港予定日で申請を行った際に、出港日が変更になった場合は、修正依頼を行えばいいですか。	<p>発行前に出港日が変更になった場合は、申請先の農政局にご連絡の上、修正して申請してください。</p> <p>発行後に出港日が変更になった場合は、出港前であれば、必要に応じて証明書の再発行を行います。</p>
荷受けする事業者が証明書を紛失等した場合、これまで通り再発行してもらえますか。	証明書を紛失した場合、申請により証明書の再発行を行います。
荷物が現地に到着した後、税関から指摘を受けて証明書の内容を修正する場合は、出港後の再発行の申請となるのですか。	指摘内容等を確認の上、再発行を行うことがあります。
出港5営業日前の申請の場合、船便名が変更になる可能性が高いです。中国向け産地証明書について、船便名の記載が必須ですか。	従来から、証明書の流通ルート（製品）への船便名の記載は必須ではありません。

3. 確認書（旧：別記様式4、新：別記様式4-1）の作成について

質問	回答
<p>今までの確認書の様式に変更はありますか。</p>	<p>11月1日以降、チェック項目の追加や記入箇所の変更、作成担当者のすぐ連絡がとれる連絡先を記入する必要がある等、これまでの様式から変更がありますので、新しい様式（別記様式4-1）を使用する必要があります。</p>
<p>確認書への押印は必要ですか。</p>	<p>今まで通り、押印は不要です。 なお、必要に応じて押印いただいても差し支えありません。</p>
<p>今後、確認書を作成する場合には、原料や製品の流通ルートは記載する必要はないのですか。</p>	<p>原料及び製品の流通ルートの記載は必須項目ではありません。 製造者が作成する場合、輸出者の申請に際して必要な情報である場合は、必要に応じて記入いただいて差し支えありません。</p>
<p>製造者に製造委託した加工された食品等を輸出する場合は、今まで通り確認書を提出すればいいですか。</p>	<p>確認書を提出する場合、製造者又は商品ラベルに記載のある販売者が作成する必要があります。 なお、申請者が製造者又は商品ラベルに記載のある販売者に該当する場合は、確認書の作成や写真撮影は不要です。</p>
<p>輸出者として製造者が証明書の発行申請を行う場合は、今まで通り確認書の提出は不要ですか。</p>	<p>従来通り、自社製造品を輸出する場合には確認書の提出は不要です。</p>
<p>加工された食品等を輸出する際に、製造者や商品ラベルに記載のある販売者が作成した確認書がある場合も、輸出する商品の現物写真が必要ですか。</p>	<p>製造者や商品ラベルに記載のある販売者が作成した確認書がある場合は、写真撮影・提出は不要です。</p>
<p>確認書を製造者が作成したという確認はどのようにするのですか。</p>	<p>確認書に記載された作成担当者の連絡先に、必要に応じて農政局から連絡して確認します。 なお、申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合、地方農政局長等は当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止し、又は取り消すことができます。</p>

4. 加工された食品等の輸出に係る写真撮影について

質問	回答
<p>自社倉庫で自社コンテナを使用しての自社通関を行っている場合は、写真撮影はどうすればいいですか。</p>	<p>製造者又は商品ラベルに記載のある販売者が作成した確認書または、実際に輸出する商品に係る運送業者、通関業者等が撮影した写真が必要です。</p>
<p>数量が多いため、全体数量を確認できるように1枚の写真に収めることが難しい場合、どのように写真を撮影すればいいですか。</p>	<p>1枚の写真に収められない場合は、複数の写真を撮影して、全体数量が確認できるようにしてください。</p>
<p>1つのパレットに混載される商品がある場合、どのように写真を撮影すればいいですか。</p>	<p>複数商品が1パレットに混載される場合は、商品ごとに要件を満たす写真が必要です。</p>
<p>倉庫に納品してから出港するまで数日しかなく、納品後写真撮影をして申請すると、出港5営業日前までの申請ができないかもしれませんが、出港後に証明書を受け取ることができますか。</p>	<p>出港後の証明書発行は行いません。 写真撮影が出港5営業日前にできない場合、出港5営業日前に申請情報及び資料が全て判明していなくとも、判明する情報及び資料にて申請し、残りの情報及び資料は出港前に判明次第追加する等による手続が考えられますので、申請方法については必ず事前に申請先の農政局にご相談の上、発行申請を行ってください。</p>
<p>通関業者に撮影を依頼して保税倉庫での撮影を行う際等、撮影のために外箱を開封して中身を取り出し、開封後に売り物にならなくなった場合の補償は誰がするのですか。</p>	<p>輸出先国が求める証明事項を確認するために商品の近影写真を必須としており、開封に関する補償等はありません。 撮影できない場合は、製造者又は商品ラベルに記載のある販売者が作成した確認書が必要です。</p>

5. 現地確認について

質問	回答
現地確認はどのように行われますか。出港を遅らせる必要も考えられますか。	現地確認のスケジュール等については、個別案件ごとに異なるので、お答えすることはできません。 なお、現地確認が必要と判断された申請については、現地確認が終わるまでは、証明書発行は行いません。
申請頻度に応じて現地確認を行うとのことですが、具体的な基準を教えてください。	現地確認の詳細については、個別案件ごとに異なるので、お答えすることはできません。

6. その他

質問	回答
放射性物質検査証明書の申請の際に添付する、検体の採取に係る確認書（別記様式1）についても、製造者に作成してもらう必要がありますか。	検体の採取に係る確認書（別記様式1）については、従来通り申請者が作成することも可能です。